

くらしめーる

- 中古自動車の売却トラブルが増えています!
- 子どものオンラインゲーム課金トラブル
- 「こどもハローセミナー」のご案内

相談窓口

受付時間:平日・9:30~12:00

・12:45~16:30

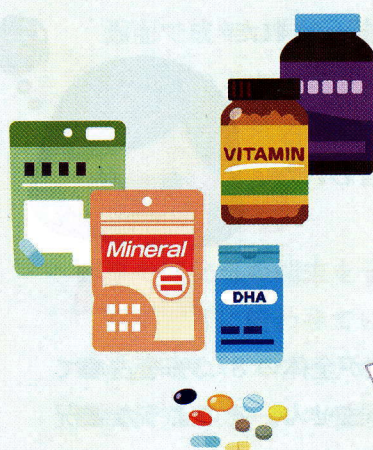
TEL 439-5281

※時間外、土日の窓口は裏面に

発行：岸和田市立消費生活センター 〒596-0045 岸和田市別所町3-12-1 市立保健センター3F

事例

新聞の**折込広告**で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に**注文の電話**をした。その際「目に良いサプリメントの**サンプルを送る**」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後**2カ月連続**、同じサプリメントが**届いた**ので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「**1年定期**」と記載があった。注文した覚えはない。(80歳代)



サンプルじゃないの!?

サンプルのはずが
意図せぬ定期購入に

出典：「見守り新鮮情報第447号」独立行政法人国民生活センター



- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、**消費生活センター**等にご相談ください。

回覽

[illegible]

中古自動車の売却トラブルが 増えています！

～ 強引な契約・高額なキャンセル料など ～



全国の消費生活センターに寄せられる中古自動車の売却に関する相談は 2021 年度から増加傾向にあります。「査定時に強引に契約させられた」「高額なキャンセル料を請求された」などのトラブルが目立ちます。中古車の売却トラブルに関する相談事例を紹介し、未然防止のために気をつけたい点を一緒に考えたいと思います。

強引な勧誘・契約

- 【事例 1】 査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた
- 【事例 2】 事業者が自宅に居座り帰らない様子だったので仕方なく契約してしまった
- 【事例 3】 契約したことにされたので不審に思い断ったらキャンセル料を請求された
- 【事例 4】 契約後すぐにキャンセルを申し出たら高額なキャンセル料を提示された
- 【事例 5】 高額なキャンセル料の算出明細が示されない
- 【事例 6】 修復歴を告げ、2 回も査定して決まった売却額が突然減額された
- 【事例 7】 引き渡した 10 日後に事業者から一方的に契約を解除すると言われた



相談内容からみる問題点

中古車の売却トラブルに関する相談では、「契約・解約」に関するものが全体の 87.3% を占めています。一般の消費者は車の売却に関して十分な経験や知識を持っていません。そのような状況で、消費者が十分に考える時間を与えられないまま契約に至るケースがあります。

また、解約しにくくする高額なキャンセル料の設定やキャンセル妨害の事例もあります。消費者契約法第 9 条第 1 号では、事業者が生ずべき平均的な損害額を超える部分については無効としています。

査定額の減額に関しては、消費者が修復歴や事故歴を正確に伝えたくて事業者が査定額を決めた場合、車の引渡し後にその修復歴や事故歴を理由に減額することには問題があります。

アドバイス

- 1) 車の売却は特定商取引法におけるクーリング・オフの対象外です。いったん契約が成立すると無条件で解約はできません。事業者から契約を急かされた場合は、「今日は査定だけ」「今は売らない」「他店の査定額と比べる」などと伝え、けっしてその場で契約しないようにしましょう。
- 2) キャンセル条項など事前に契約内容をしっかり確認しましょう。特にキャンセル料に関しては、金額とどの時点から発生するのかを理解しておくことが大切です。
- 3) 修復歴や事故歴を伝えたにもかかわらず、契約後に事業者から査定額の減額や解約を求められても応じる必要はありません。

消費者相談窓口： 一般社団法人日本自動車購入協会 (JPUC) ※相談無料

☎ 0120-93-4595 (平日 9 時～17 時)

子どもの

●オンラインゲーム課金トラブル

オンラインゲームは無料でダウンロードできるものがほとんどです。無料版は制限が多いため、アプリ内で課金をして、うまくゲームを進めることでより楽しめるようになるのも事実です。課金をしたくなるゲームの作り方にも問題があるのかもしれません。



子どもたちは親世代よりもスマホやタブレットの操作に長けています。未成年者が保護者の許可なく高額課金してしまったというトラブル事例と問題点、対処法をお伝えします。

相談事例

- ① 小学生の子どもがオンラインゲームで100万円以上も課金していたが、決済完了メールを子ども自身が削除していたので気付かなかった。取り消ししてもらえるだろうか？
- ② 一度だけ課金するためにスマホにクレジットカードを登録。子どもが高額課金。年齢確認画面で成年であると年齢を偽っていたようだ。
- ③ 父親のアカウントを使って家庭用ゲーム機で遊んでいた子どもが、アカウントに登録されていたクレジットカードを利用して課金していた。

問題点

- 親や祖父母の端末を子どもに使わせている。親のアカウントでログインした端末やゲーム機を子どもに使わせている。
- 決済時のパスワードを設定していない。クレジットカードの管理が不十分。
- 決済完了メールの受信設定が不十分。
- 子ども自身にお金をつかっているという認識がない。

遊ぶ前に親子で
ルールを決めておこう！

アドバイス

- ◎オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。
 - ◎ペアレンタルコントロールを利用しましょう。
 - ◎保護者のアカウントの設定の管理。キャリア決済の上限設定。
 - ◎クレジットカードは名義人がしっかり管理して決済完了メールの受信設定も忘れない。
 - ◎未成年者契約の取り消しができる場合があるので困った時は消費生活センター等に相談。
- △オンラインゲームでは未成年者が契約したことを証明することが難しいので、必ず取り消しされると限りません。**



NEW

来所相談は “ **事前予約** ” をお願いいたします

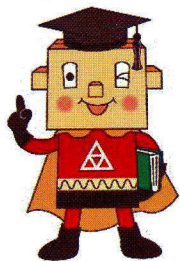
面接による消費生活相談につきましては、できるだけ事前にお電話で来所日時のご予約を取っていただきますようお願いいたします。 **予約：072-439-5281（相談員に繋がります）**

■相談は1時間以内でお願いします。■契約者本人がお越しください。

※ 消費生活相談のほとんどは電話による対応が可能です。

こどもハローセミナー

開催 8月9日(水)



段ボールの世界を
探検しよう！

「段ボールおもしろ教室」

～段ボールはリサイクル、段ボールはゴミじゃない！～

- 時間/午後2時～3時30分
場所/opsol 福祉総合センター2階研修室(野田町1-5-5)
募集/小学生20名(3年生～6年生、保護者見学可)
※ 要申込、先着順、無料
※ 持ち物: 筆記用具、色えんぴつ(6色程度推奨)、飲み物

画像出典: レンゴー(株)

環境に優しい段ボールの特徴やリサイクル方法、強さの秘密を楽しく学びます。みんなでクイズやMyペン立て作りに挑戦しましょう。

申込・問合せ

7月3日(月)から消費生活センターまで ☎438-5281

暮らしの法律



「意識不明の息子に借金があることが判明。返済が難しい場合は？」

問) 同居している息子が病気で意識不明で入院中。最近、息子が借金していることが分かりました。本人以外に返済義務はないと聞きましたが、家は息子、土地は私の名義です。返済しないと住めなくなるのでは？と心配です。
答) 確かに借金は本人以外に返済義務はありません。但し、万が一、息子さん が亡くなった場合は相続人が借金も相続することになります。また、返済しないと住めなくなるのでは？という点ですが、その可能性はあります。

貸主は息子さんを相手に貸金返還を求める訴訟を起こせます。貸している事実が認められれば「貸金を返済せよ」という判決がなされます。貸主はその判決をもとに息子さんの財産を競売にかけます。競売によって息子さん名義の家が他人のものになればその家に住み続ける権利はありません。しかし、あとは貸主に譲歩してもらえないかということになります。例えば、あなたが息子さんに代わって分割弁済する(あなたの土地は担保提供する)、返済金額を減額してもらうなどです。貸主に強制できるものではありませんが、貸主によっては承諾してもらえることもあるでしょう。前述の貸金返還請求訴訟や競売の手続きはかなりの費用がかかったり、回収までに日数を要したりします。一連の手続きや駆け引きなどには専門的な知識が必要ですので、弁護士等に相談することをお勧めします。

(出典: 国民生活 2023年1月号)

相談窓口

消費生活センター

平日・9:30～12:00・12:45～16:30

電話番号 **439-5281** (相談専用)

平日16:30～17:00でお急ぎの場合
大阪府消費生活センターでも受付可能です
06-6616-0888 (大阪府消費生活センター)

●週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

土曜日/06-4790-8110

(公益社団法人) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日/06-6203-7650

(公益社団法人) 全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。